

66 公衆の福利—危険な廃棄物

事例 No. 92 - 6

事実関係：

技能員 A は環境技術コンサルタント会社に雇われた現場技能員である。彼の監督者である技術者 B の指示で、技能員 A は依頼人の所有地にあるドラムの内容物の試料を採取する。その試料を分析すればドラム内容物は、多分危険な廃棄物として分類されるであろうというのが、技能員 A の過去の経験に基づいての意見である。物質が危険な廃棄物であれば、適切な連邦および州当局への届け出を含み、ドラムの輸送および適当な廃棄のための法的な必要手続きをとらねばならないことを、技能員 A は知っている。

技能員 A は彼の監督者である技術者 B に、試料をどうするのか尋ねた。技術者 B は、試料の存在を文書にすることだけを技能員 A に命じる。技術者 B は技能員 A に“私は依頼人にはドラムのある所を告げるだけで他には何もしない、依頼人は他の業務も自分たちの会社と行うのだから”と告げる。その後、技術者 B は“疑わしい物質”を含むドラム缶の存在について依頼人に通知し、それらは取り除かれるべきことを示唆する。依頼人は別の企業に連絡して、その物質を取り除いた。

問題点：

1. 技術者 B が、ドラム缶の存在について通知し、それらは取り除かれるべきことを示唆しただけであったことは倫理的であったか？
2. 技術者 B にはそれ以上の行動をとる倫理的義務があったか？

参照条項：

前文 - “技術業は、重要で学術的な専門職業である。この専門職業のメンバーは、自らの仕事は、すべての人にとって、生活の質に直接的かつ重大な影響がある、と認識している。したがって、技術者が提供するサービスは、正直、不偏性、公平性、および衡平が必要であり、公衆の健康、安全および福利の保護に捧げられなければならない。自らの専門職業を実施するにあたり、技術者は、公衆、依頼人、雇用者およびその専門職業のために、最高の倫理的行動原理への密着を要求される専門職業の行動基準の下に、それを遂行しなければならない。”

第 1 条 - “自らの専門職業義務の遂行において、公衆の安全、健康および福利を最優先にする。”

第 1 条 - “技術者は自らの専門職業義務の遂行において、公衆の安全、健康および福利を最優先にしなければならない。”

第 1 条 a 項 - “技術者はその第一の責務は、公衆の安全、健康および福利の保

護にあることを、常に認識していなければならない。公衆の安全、健康、財産および福利が危険にさらされる状況の下で、自らの専門職業判断が抑圧される場合、自らの雇用者または依頼人およびその他の適切と考えられる権限ある機関に通知しなければならない。”

第 1 条 c 項 - “技術者は、専門職業の関係において知り得た、事実、データ、または情報を、授権されるか法律または本規程が要求する場合を除き、その依頼人または雇用者の事前の同意なしには明かしてはならない。”

第 3 条 a 項 - “技術者は、専門職業上の報告、言明、または証言をする場合、客観的かつ真実に即して行わなければならない。それらの報告、言明、または証言は、関連のある適切な、すべての情報を含んでいなければならない。”

第 1 条 - “技術者は、自らの専門職業関係のすべてにおいて、誠実性の最高の基準に従わなければならない。”

第 3 条 - “技術者は、専門職業の信用を失墜させ、または公衆を欺くようなすべての行動または実務を回避しなければならない。”

第 3 条 a 項 - “技術者は、事実についての実質的誤認を含むか、または誤解させないためには必要な実質のある事実を省略しているか、あるいは不当な期待を企図したか起こさせるような言明、または将来成功するとの予言を含む言明の使用を回避しなければならない。その技術者のサービスの質に関する意見を含む言明、ショーマンシップ、吹聴、またはスローガン、鳴り物入り、扇情的な用語または構成の使用を含む自己賛美を用いることにより依頼人の誘引を企図するかまたはその恐れのある言明の使用を回避しなければならない。”

第 4 条 - “技術者は、現在または以前のすべての依頼人または雇用者の、事業関連または技術プロセスに関わる機密の情報を、その同意なしには開示してはならない。”

考察：

技術者の職務の実行において公衆の健康および福利を最高に保つ義務(第 1 条)の程度は、多年にわたって倫理審査委員会により広く検討されてきた。これらの事例の多くの場合、この基本的義務は依頼人の業務内容などに関する機密情報を開示しない技術者の義務(第 4 条)としばしば交錯する。

例えば、事例 No.89-7 では、ある技術者は彼の依頼人が売却を計画していた 60 年間所有したアパートビルの構造安全性を調査するために雇われた。依頼人との契約条項によれば、その技術者が書いた構造報告書は秘密に保持すべきものであった。さらに、依頼人は、ビルが“現状のまま”売りに出されていること、および依頼人がビル内のいかなるシステムも修理または更新するいかなる修復行動の計画のないことを、技術者に明らかにした。技術者はビルについていくつかの構造試験を行い、ビルが構造的に健全であると判定した。しかし、これらのサービス提供の過程で、依頼人は、

ビルに適用される規定および基準に違反する電気および機械システムの欠陥があることを、技術者に打ち明けた。技術者は電気または機械技術者ではなかったが、それらの欠陥がビルの居住者に傷害を生じさせる可能性を認識し、そのように依頼人に伝えた。彼の報告書の中で、技術者はその欠陥に関する依頼人と彼との会話に簡単に言及した。しかし、契約の条件を考へて、技術者はいかなる第三者にもこの安全違反を報告しなかった。技術者が安全違反を適切な公共機関に報告しなかったことは、非倫理的であったとした決定において、委員会は、それ以前に決定された事例を引用し、その技術者は“その処理を強制せず、そればかりか異論も論評も無しで済ませた。技術者の倫理的関心が本物であったならば、技術者は依頼人が適当な措置をとるように主張し、もし従わなければこの計画の仕事の継続を拒否すると主張すべきであった。”と述べた。委員会は、規程が公衆の安全、健康および福利を守る技術者の義務を記述するために“最高”なる用語を使用しているため、技術者はさらに前進する義務があったと結論した。

さらに最近では、事例 No.90-5 において、委員会は事例 No.89-7 ではっきりさせた基本原理を再確認した。そこではアパートビルの借家人は、その所有者にビルの欠陥の多くを修理することを要求して裁判に訴えた。所有者側の弁護士はビルを検査し、所有者を弁護する専門家の証言を提供させるために、技術者を雇った。技術者は、借家人の安全に直接の脅威を与えらると思われ、ビルの重大な構造的欠陥を発見した。借家人の訴状はこれらの安全関連の欠陥には言及していなかった。代理人にこの所見を報告すると、技術者は、それは訴訟の一部であるから、この情報の秘密を守らなければならないと告げられた。技術者はその要求に応じる。委員会は、技術者が安全関連の欠陥の知識を隠したことは非倫理的であった、と決定し、技術者は秘密を守るように法的に拘束されているという弁護士の言明を無視して、いかなるこのような義務もビルの借家人への直接の切迫した危険によって、取って代わられるものであるということ、述べた。技術者の公衆の福利への責任と非開示の義務の間の本質的な引っ張り合いは、異なったやり方で解決されるような状況もあると認識されるので、委員会はこの件は明らかに現在の事実関係の事例とは違っていると結論した。

現在の事例の事実関係に戻って、我々は、事例 No.89-7 および 90-5 で示された基本原理は、文脈が異なるということを別にすれば、同様に適用されると信じる。以前の事例における事実関係と異なり、技術者 B は口頭でも文書でも依頼人の秘密を守ることを約束していない。それどころか、技術者 B は、作業員および公衆に重大な環境上の危険を生じ、また種々の環境法規および規制の違反を生じさせるような行動を意識的、肯定的にとったのである。事実関係の下で、技術者 B の最初の関心は、依頼人との良い業務関係を維持することほどには、依頼人の秘密を守ることにはなかったと思われる。さらに、法律に対する潜在的違反を含むすべての事例と同様に、技術者 B の行動は、依頼人の長期的な利益および評判に重大な損害を与える効果を有すると思われる。これに関して、我々は、事実関係の下で技術者 B が所有地におけるドラムの存

在を伝えたやり方は、ドラムが危険な物質を含む可能性が高いことを示唆すべきであったことに注目しよう。このようなごまかしは、技術者を非合法行動をとるに等しいことの共犯者とするものであり、倫理規程の精神および意図と完全に相違している、と我々は信じる。

明らかに、事実関係の下での技術者 B の責任は、その物質を分析するべきだという勧奨によって、危険な物質を含む可能性のあるドラムの件に依頼人の注意をひくことにあった。そこまでしない場合は非倫理的であるだろう。その物質が実際に危険であることを分析が示すならば、依頼人は適用される連邦、州および地域法規に従ってその物質を処分する義務があったであろう。

結論：

1. 技術者 B が、依頼人にドラムの存在について通知しただけであったことは、非倫理的であった。

2. 技術者 B が、自分が危険物質を疑っていたこと、および、適用される連邦、州および地域法規に従った除去および処分をすることを勧告をしなかったことは、非倫理的であった。